



神金公民館だより

第159号

2023年
6月1日

薫風を受け、心地よさそうに泳ぐ鯉のぼり。かつては、神金地区内でも当たり前にあちこちで見られた風景でした。少子化の影響のためか、だいぶ数が減ってしまいました。それでも、鯉のぼりとともに「甲州武者のぼり」を見つけると、季節は春から初夏へと移っていくんだなと感ずることができる神金の風景でした。

また、5月になり地区内ではあちらこちらでアヤメやバラ、ボタン、シャクヤクなどの花々が咲き出し、その美しさを競っているようでした。

長期予報では、「今年は全国的に梅雨入りの時期は平年より遅く、梅雨明けの時期が「平年並み」の予想です。期間中の雨量は全国的に「平年並み」となる見込みですが、梅雨末期の大雨に注意が必要です。」とのこと、必要以上の大雨とならなければいいのですが…。



新型コロナウイルス感染症の 5類感染症移行に伴う 公民館利用について

- ◆利用者は市内在住者とし、神金地区内在住者や神金地区内諸団体を優先利用者とする。
- ◆利用人数については、次の人数を定員とし厳守していただき、混雑を避けてください。
[1階ホール]：60名 [2階和室]：20名
※コーラスやカラオケなどは、上記人数の半数とします。
- ◆発熱や体調不良時には、来館を控えてください。
- ◆公民館内でのマスクの着用は個人の判断となります。
※コーラスやカラオケなど断続的な発声をする場合には、着用をお願いします。
- ◆施設利用時には、窓や入口扉を開けて換気をするか、暖房や冷房を使用し換気が困難な場合は、空気清浄機を使ってください。
- ◆水分補給以外の飲食は、引き続き禁止とします。
- ◆利用後は、使用管理日誌と参加者名簿を提出してください。

市が策定した公民館利用ガイドラインに基づいての開館となりますので、ご協力をお願いします。

公民館利用申込み用メールアドレス

※QRコードを利用してください→

神金の歴史

地元の歴史研究者でもある故飯島卓郎氏が、神金小学校PTA会報「ふもと」に執筆し寄稿した「神金の歴史」をシリーズで紹介します。

山 七

明治四十有余年は日本国の歴史に意義深い時代であった。大政奉還に始まり忘れることのできない幾多の出来事は日本の礎を築いたものであり、最も充実した時代でもあった。しかし、山梨の農民は維新・建国という大理想の犠牲になったのである。税法改正に反対した大小切騒動、住民共有の山を官地に取り上げられ更に御料地になり、これに反抗して山を焼き、裸山になったところに、四十年、四十三年の二度の大水害を被った。これを転機に山梨県へ御下賜になったが、元々は住民の共有林であったので住民に返してくれるとのみ思い込んでいた。しかし山梨県に御下賜になったので当てがはずれがっかりしたがどうにもならなかった。山梨県は恩賜県有財産管理条例を制定し、これによって現在まで経営がなされている。強い団結と先祖から譲られた権利を確保しようという執念も、時勢の赴くところには勝てず四十年の長きにわたり山を取り戻すために闘ったが、遂に終止符を打った。

明治新政府の中央集権構想が着々と進行するに従って、東京市の人口は急激に増加の一途を辿ったので水資源確保の必要に迫られ、多摩川上流の降水を留保し流水の一時的流出を防ぎ、水資源を絶えさせぬよう一之瀬高橋一帯の見込み面積二萬町を水源涵養林とすることを考え、明治四十三年八月、市議会の決議を経て帝室林野局に払い下げ方を申請した。宮内省が、東京市の実情により払い下げには異議ないが、関係入会の村々の承諾を得なければ契約はできない旨の返事をしたことにより、東京市は山梨県に対して、関係入会組合の同意を得るように要請した。そこで県は直ちに神金・大藤・七里の村々に対し申入れたが、結局萩原入会十ヶ村が解消し神金村外二ヶ村恩賜県有財産保護組合がその衝に当たった。交渉は難航したが、

- 一、東京市の水源涵養林内の立木を売却した場合、代金の五%を交付金として神金村外二ヶ村保護組合に支払う。
 - 二、入会住民の權益を完全に留保し聊も權益が消滅せざること。
- の二つを条件に合意した。

*次ページに続く

神金の歴史

ところが、明治四十四年三月十一日、御料林の全部が山梨県に御下賜になったので、東京市は山梨県に上水道水源涵養林として払い下げを改めて申請した。東京市は宮川助役と熊谷知事とが交渉を進め、売買価格、諸条件等につき再三協議した結果、明治四十四年四月二日売買契約が成立した。この交渉に当たっては内務省と宮内省が終始斡旋の労を執った。この交渉の結果、双方覚え書き書を取り交わし、甲号・乙号・丙号に領け詳細に明記してある。甲号に於いては面積についてのみであるが、神金村宇萩原山、山林、公簿面積三万一千百四町の内見込み面積五千六百三町の一団地にして中央に一之瀬高橋、落合の三部落内の私有地六七町の存在権を除くとある。乙号に於いては売買価格が一金壹拾貳万円となっている。見込面積が五千六百三町なれど河川、道路、岩石地、耕地等々百三町を減じ、実面積五千五百町とし、一町五十七円七十銭として、計八万六千三百五十円、立木中、潤葉樹・針葉樹等計十五万三千九百八十六円十七銭、総計二十四万三百三十六円十七銭となるが、水源涵養林は公益事業であり、なお入会権の関係もあるため相当価格の五十%を減じ、更に端数金百六十八円五厘を切り捨てたものである。代金の支払い方法は売り渡し許可の日より三十日以内に金参萬円を納付し、残額金九萬円は三ヶ年の年賦とし、金三萬円宛毎年度七月末日限り納付するものとする。丙号に於いては譲渡に対しての条件が記されている。

一、将来河川の改修・道路の新設・学校その他公共の用に供する土地は水源涵養上支障のなき限り、売買当時の平均価格にて払下げること。

一、将来本地内に於いて土木建築工事等にて公共の事業に属するときはこれに要する石材・粗朶の類は無償にて採取せしめ、天然木は売払い当時の単価にて植林したるものは相当単価にて払下げる。

一、売却地に対する入会慣行は山梨県恩賜県有財産管理規則に準拠し処理すること。この場合に於いて山梨県は相当の援助を与えるものとする。これがため特に要する費用は東京市の負担とする。

以上の条件にて歴史的な売買は完了した。

この契約による条件は現在も生きていることを地元民として特に忘れてはならないことである。



多摩川上流域位置図(令和3年4月1日現在)

山梨県内の東京都水源林 (東京都水道局)